

市区町村が確認している主として100歳以上の 行方不明高齢者への対応について

平成22年8月27日
厚生労働省

1 概要

地方公共団体が行った、主として100歳以上の高齢者の安否確認の情報を契機として、年金受給権者の現況を確認。

2 市区町村からの情報提供

市区町村が行った高齢者の安否確認により、市区町村が把握した行方不明高齢者の情報を年金事務所に提供していただくよう依頼した結果は次のとおり。

情報提供があったもの	1482 自治体	
①行方不明者の情報提供があったもの	81 自治体	271 人
②近日中に情報提供予定であるもの	22 自治体	
③情報提供について調整中であるもの ・自治体での行方不明者調査中 ・個人情報保護条例に係る審査会に諮問中	19 自治体	
④情報提供となる対象者がいないもの	1360 自治体	
情報提供がなかったもの	268 自治体	
合 計	1750 自治体	

(8月26日時点)

3 市区町村から情報提供のあった行方不明高齢者の年金の支給状況

上記2「①行方不明の情報提供があったもの」について、厚生年金保険及び国民年金の支給状況等を日本年金機構において確認した。

①行方不明の情報提供があったもの	271 人
うち行方不明者が受給権者であるもの	46 人
うち年金の支給が止められているもの	21 人
うち年金が支給されているもの	25 人

(8月26日時点)